

議案第32号

平成29年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）について

平成29年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市一般会計補正予算 (第 8 号)

第1表	歳入歳出予算補正
第2表	繰越明許費
第3表	地方債補正

香川県さぬき市

平成29年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ332,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,592,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 市 税		5,374,440	20,400	5,394,840
	5. 市 民 税	2,513,200	△17,600	2,495,600
	10. 固 定 資 産 税	2,381,340	53,000	2,434,340
	15. 軽 自 動 車 税	166,900	3,000	169,900
	20. 市 た ば こ 税	313,000	△18,000	295,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		17,000	3,784	20,784
	5. 地 方 特 例 交 付 金	17,000	3,784	20,784
35. 地 方 交 付 税		7,700,000	600,794	8,300,794
	5. 地 方 交 付 税	7,700,000	600,794	8,300,794
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		502,134	△32,586	469,548
	5. 分 担 金	32,051	△12,423	19,628
	10. 負 担 金	470,083	△20,163	449,920
50. 使 用 料 及 び 手 数 料		415,379	△1,363	414,016
	5. 使 用 料	256,355	△1,363	254,992
55. 国 庫 支 出 金		2,491,180	△35,534	2,455,646
	5. 国 庫 負 担 金	1,734,811	1,119	1,735,930
	10. 国 庫 補 助 金	742,462	△36,653	705,809
60. 県 支 出 金		1,543,383	△145,681	1,397,702
	5. 県 負 担 金	815,560	△5,991	809,569
	10. 県 補 助 金	594,634	△133,678	460,956
	15. 県 委 託 金	133,189	△6,012	127,177
65. 財 産 収 入		61,162	7,276	68,438
	5. 財 産 運 用 収 入	59,162	7,276	66,438
75. 繰 入 金		1,631,882	△632,312	999,570
	10. 基 金 繰 入 金	1,620,956	△632,312	988,644
80. 繰 越 金		528,051	172,477	700,528

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 繰越金	528,051	172,477	700,528
85. 諸収入		996,289	12,345	1,008,634
	25. 雑収入	181,742	12,345	194,087
90. 市債		6,425,100	△301,600	6,123,500
	5. 市債	6,425,100	△301,600	6,123,500
歳入	合計	28,924,000	△332,000	28,592,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 議会費		234,363	△1,025	233,338
	5. 議会費	234,363	△1,025	233,338
10. 総務費		4,016,226	△64,807	3,951,419
	5. 総務管理費	3,583,818	△47,574	3,536,244
	10. 徴税費	270,714	△2,600	268,114
	15. 戸籍住民基本台帳費	106,357	△8,621	97,736
	20. 選挙費	35,040	△6,012	29,028
15. 民生費		8,133,652	△329,773	7,803,879
	5. 社会福祉費	4,082,711	△34,660	4,048,051
	10. 児童福祉費	3,499,656	△347,460	3,152,196
	15. 生活保護費	551,285	52,347	603,632
20. 衛生費		2,260,864	△12,757	2,248,107
	5. 保健衛生費	915,843	△10,257	905,586
	10. 清掃費	814,565	△2,500	812,065
30. 農林水産業費		911,907	△94,983	816,924
	5. 農業費	751,408	△63,440	687,968
	10. 林業費	29,940	△1,969	27,971
	15. 水産業費	130,559	△29,574	100,985
35. 商工費		426,172	△21,847	404,325
	5. 商工費	426,172	△21,847	404,325
40. 土木費		2,760,474	△160,277	2,600,197
	5. 土木管理費	173,934	△20,698	153,236
	10. 道路橋梁費	683,328	△35,107	648,221
	15. 河川費	214,994	△41,000	173,994
	20. 港湾費	68,826	△1,644	67,182
	25. 都市計画費	1,537,629	△54,828	1,482,801

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	30. 住宅費	81,763	△7,000	74,763
45. 消防費		1,473,750	△6,547	1,467,203
	5. 消防費	1,473,750	△6,547	1,467,203
50. 教育費		4,177,538	△64,831	4,112,707
	5. 教育総務費	626,574	△35,175	591,399
	10. 小学校費	1,385,802	28,923	1,414,725
	15. 中学校費	93,824	△3,500	90,324
	20. 幼稚園費	398,309	△36,118	362,191
	30. 社会教育費	471,914	△12,500	459,414
	35. 保健体育費	1,201,115	△6,461	1,194,654
55. 災害復旧費		33,887	518	34,405
	5. 農林水産業施設災害復旧費	25,176	1,518	26,694
	10. 公共土木施設災害復旧費	7,668	△1,000	6,668
60. 公債費		3,253,206	△82,947	3,170,259
	5. 公債費	3,253,206	△82,947	3,170,259
65. 諸支出金		1,131,503	507,276	1,638,779
	5. 基金費	467,503	507,276	974,779
歳出	合計	28,924,000	△332,000	28,592,000

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	庁舎整備事業	965,787
15 民生費	10 児童福祉費	こども園施設整備支援事業	32,071
		認定こども園整備事業	459,718
30 農林水産業費	5 農業費	単独県費補助土地改良事業	36,620
		県営農業用河川工作物応急対策事業負担金	3,440
	10 林業費	林道矢筈太郎兵衛線改良事業	2,440
	15 水産業費	脇元漁港海岸保全施設整備事業	35,540
35 商工費	5 商工費	旧松尾小学校進入路拡幅事業	13,300
40 土木費	5 土木管理費	県施行道路事業負担金	16,820
		県施行港湾事業負担金	9,110
	10 道路橋梁費	市道志度駅南中央線道路新設事業	32,761
		市道志度中央1号支線道路改良事業	22,490
	15 河川費	雨水排水ポンプ場改良事業	100,053
	25 都市計画費	津田の松原サービスエリア周辺整備事業	44,010

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
45 消 防 費	5 消 防 費	大川広域消防施設等整備事業負担金	451,874
50 教 育 費	10 小 学 校 費	統 合 小 学 校 整 備 事 業	862,278
	35 保 健 体 育 費	社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	359,580
55 災 害 復 旧 費	5 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	農 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	13,391
		林 道 矢 筈 太 郎 兵 衛 線 災 害 復 旧 事 業	4,301
合 計			3,465,584

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
老人福祉施設整備事業	326,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	317,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
児童福祉施設整備事業	681,500				574,200			
農業施設整備事業	120,500				86,400			
漁港施設整備事業	18,100				10,200			
道路橋梁整備事業	324,300				296,700			
河川整備事業	137,400				101,100			
港湾整備事業	39,100				30,800			
都市計画施設整備事業	78,900				63,200			
消防施設整備事業	691,900				677,100			
教育施設整備事業	82,400				79,500			
小学校整備事業	915,000				892,100			
社会教育施設整備事業	128,300				118,300			
保健体育施設整備事業	582,600				581,700			
農地農林施設災害復旧事業	4,800				0			
合 計	6,425,100							

議案第33号

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284,691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,679,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 国民健康保険税		1,018,727	△12,913	1,005,814
	5. 国民健康保険税	1,018,727	△12,913	1,005,814
15. 国庫支出金		1,254,771	13,167	1,267,938
	5. 国庫負担金	920,453	4,735	925,188
	10. 国庫補助金	334,318	8,432	342,750
17. 県支出金		304,548	40	304,588
	5. 県負担金	53,001	△1,796	51,205
	10. 県補助金	251,547	1,836	253,383
20. 療養給付費交付金		172,698	△44,246	128,452
	5. 療養給付費交付金	172,698	△44,246	128,452
23. 前期高齢者交付金		2,087,229	△35,602	2,051,627
	5. 前期高齢者交付金	2,087,229	△35,602	2,051,627
30. 共同事業交付金		1,514,349	△181,783	1,332,566
	5. 共同事業交付金	1,514,349	△181,783	1,332,566
35. 財産収入		913	△101	812
	5. 財産運用収入	913	△101	812
40. 繰入金		554,199	△188,309	365,890
	5. 繰入金	366,359	△469	365,890
	10. 基金繰入金	187,840	△187,840	0
45. 繰越金		42,415	163,456	205,871
	5. 繰越金	42,415	163,456	205,871
50. 諸収入		14,114	1,600	15,714
	5. 延滞金加算金及び過料	7,402	1,600	9,002
歳入	合計	6,964,640	△284,691	6,679,949

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		38,162	△92	38,070
	10. 徴税費	12,671	△92	12,579
10. 保険給付費		4,301,633	35,480	4,337,113
	5. 療養諸費	3,734,618	38,000	3,772,618
	10. 高額療養費	548,737	-	548,737
	15. 移送費	150	-	150
	20. 出産育児諸費	15,128	△2,520	12,608
12. 後期高齢者支援金等		647,061	△9,178	637,883
	5. 後期高齢者支援金等	647,061	△9,178	637,883
17. 介護納付金		241,479	△16,020	225,459
	5. 介護納付金	241,479	△16,020	225,459
20. 共同事業拠出金		1,600,912	△286,755	1,314,157
	5. 共同事業拠出金	1,600,912	△286,755	1,314,157
25. 保健事業費		81,119	△8,508	72,611
	5. 保健事業費	21,514	△1,426	20,088
	10. 特定健康診査等事業費	59,605	△7,082	52,523
35. 諸支出金		21,052	382	21,434
	10. 積立金	912	△101	811
	15. 直診勘定繰出金	9,555	483	10,038
歳出	合計	6,964,640	△284,691	6,679,949

議案第34号

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
について

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第1号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 後期高齢者医療保険料		471,263	21,367	492,630
	5. 後期高齢者医療保険料	471,263	21,367	492,630
15. 繰入金		218,123	△6,093	212,030
	5. 一般会計繰入金	218,123	△6,093	212,030
17. 繰越金		1	538	539
	5. 繰越金	1	538	539
歳入	合計	691,300	15,812	707,112

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		682,307	15,812	698,119
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	682,307	15,812	698,119
歳 出	合 計	691,300	15,812	707,112

議案第35号

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ318,098千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,719,899千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 使用料及び手数料		3,686	△736	2,950
	5. 手数料	3,686	△736	2,950
15. 国庫支出金		1,415,112	△75,813	1,339,299
	5. 国庫負担金	1,027,270	△55,770	971,500
	10. 国庫補助金	387,842	△20,043	367,799
20. 支払基金交付金		1,621,642	△85,858	1,535,784
	5. 支払基金交付金	1,621,642	△85,858	1,535,784
25. 県支出金		822,711	△40,988	781,723
	5. 県負担金	789,812	△38,682	751,130
	10. 県補助金	32,899	△2,306	30,593
35. 繰入金		920,000	△114,703	805,297
	5. 一般会計繰入金	838,817	△49,113	789,704
	10. 基金繰入金	81,183	△65,590	15,593
歳入	合計	6,037,997	△318,098	5,719,899

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		95,410	△9,169	86,241
	5. 総務管理費	36,624	△7,301	29,323
	15. 介護認定審査会費	57,070	△1,868	55,202
10. 保険給付費		5,591,022	△290,620	5,300,402
	5. 介護サービス等諸費	5,591,022	△290,620	5,300,402
12. 地域支援事業費		247,436	△18,309	229,127
	10. 包括的支援事業等費	46,550	△1,562	44,988
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	163,849	△9,567	154,282
	20. 一般介護予防事業費	37,037	△7,180	29,857
歳出	合計	6,037,997	△318,098	5,719,899

議案第36号

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第1表 歳入歳出予算補正

第2表 繰越明許費

第3表 地方債補正

香川県さぬき市

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,210,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 分担金及び負担金		4,260	△1,551	2,709
	5. 負担金	4,260	△1,551	2,709
10. 使用料及び手数料		332,087	△10,700	321,387
	5. 使用料	332,087	△10,700	321,387
15. 国庫支出金		250,000	△51,600	198,400
	5. 国庫補助金	250,000	△51,600	198,400
30. 繰入金		1,381,526	△31,549	1,349,977
	5. 一般会計繰入金	1,381,526	△31,549	1,349,977
45. 市債		370,000	△49,600	320,400
	5. 市債	370,000	△49,600	320,400
歳入	合計	2,355,600	△145,000	2,210,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 事業費		1,146,272	△141,739	1,004,533
	5. 下水道費	1,146,272	△141,739	1,004,533
10. 公債費		1,207,828	△3,261	1,204,567
	5. 公債費	1,207,828	△3,261	1,204,567
歳出	合計	2,355,600	△145,000	2,210,600

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 事業費	5 下水道費	公共下水道事業	260,935
		特環下水道事業	29,765

議案第37号

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）
について

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 整 備 事 業	370,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	320,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	370,000				320,400			

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算
(第 2 号)

第1表 歳出予算補正

香川県さぬき市

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		75,913	△1,200	74,713
	5. 施設管理費	75,913	△1,200	74,713
10. 医療費		25,487	1,200	26,687
	5. 医療費	25,487	1,200	26,687
歳出	合計	101,700	0	101,700

議案第38号

平成29年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）について

平成29年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成 29 年 度

さぬき市病院事業会計補正予算(第 2 号)

香 川 県 さ ぬ き 市

平成29年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度さぬき市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（区 分）	（事 業）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
1 業務量	病院事業	（3）患者数	193,293 人	△14,209 人	179,084 人
		イ 外来患者数	138,543 人	△14,209 人	124,334 人
		（1日平均）	567.8 人	△58.2 人	509.6 人
3 職員計画		損益勘定所属職員	293 人	△8 人	285 人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	病院事業収益	4,777,427 千円	△61,523 千円	4,715,904 千円
第1項	医業収益	4,253,429 千円	△44,092 千円	4,209,337 千円

第2項 医業外収益	523,968 千円	△17,431 千円	506,537 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,882,463 千円	△17,405 千円	4,865,058 千円
第1項 医業費用	4,782,111 千円	△24,083 千円	4,758,028 千円
第2項 医業外費用	99,822 千円	6,678 千円	106,500 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「2,775,159千円」を「2,674,783千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条で定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

(摘 要)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	700 千円	△146 千円	554 千円
(4) 国民健康保険保健事業助成金	6,000 千円	483 千円	6,483 千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	94 千円	260 千円	354 千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	1,890 千円	△181 千円	1,709 千円
(7) 香川県病院内保育所運営費補助金	3,865 千円	△1,872 千円	1,993 千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条中「445,111千円」を「507,528千円」に改める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			4,777,427	△ 61,523	4,715,904	病院事業の総収益
	1. 医 業 収 益		4,253,429	△ 44,092	4,209,337	医業活動に係る収益
		2. 外 来 収 益	1,573,030	△ 69,708	1,503,322	外来医療に係る収益
		3. その他医業収益	441,027	25,616	466,643	室料差額・医療相談・公衆衛生活動等に係る収益及び救急医療に対する一般会計繰入金
	2. 医 業 外 収 益		523,968	△ 17,431	506,537	医業活動以外の収益
		1. 受取利息配当金	255	345	600	定期預金等利息
		2. 他会計補助金	229,020	△ 24,328	204,692	一般会計からの繰入金、国保保健事業助成金、産科医等確保支援事業補助金
		3. 補 助 金	4,659	△ 1,758	2,901	県費補助金(第二種感染症指定医療機関運営費補助金、新人看護職員研修事業補助金等)
		4. 負担金交付金	120,375	△ 30	120,345	一般会計繰入金、病院群輪番制補助金、小児救急医療支援補助金
		5. 患者外給食収益	2,361	△ 696	1,665	透析患者等給食収益
		7. その他医業外収益	28,196	9,036	37,232	病衣使用料、治験研究受託収益等

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業費用			4,882,463	△ 17,405	4,865,058	病院事業の総費用	
	1. 医 業 費 用		4,782,111	△ 24,083	4,758,028	医業活動に係る費用	
		1. 給 与 費	2,775,159	△ 100,376	2,674,783	職員給与費	
		2. 材 料 費	845,917	91,928	937,845	薬品、診療材料、給食材料等	
		3. 経 費	785,947	△ 12,837	773,110	退職手当負担金、消耗品費、光熱水費、委託料等	
		4. 減 価 償 却 費	341,750	1,313	343,063	固定資産に対する減価償却費	
		5. 資 産 減 耗 費	1,010	1,612	2,622	たな卸資産の減耗費及び固定資産の除却費	
	6. 研 究 研 修 費	32,328	△ 5,723	26,605	医学図書費、医学会出張旅費等		
	2. 医 業 外 費 用			99,822	6,678	106,500	医業活動以外の経費
		4. 消費税及び地方消費税関係雑支出	41,224	6,065	47,289		
		5. 消費税及び地方消費税	12,038	613	12,651		